

**令和7年度道内中核都市への観光客誘客・周遊促進業務  
公募型プロポーザル提案説明書**

**1 実施主体**

道内中核都市観光連携協議会（以下、「委託者」という。）  
（構成団体：札幌市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市）

**2 業務名**

令和7年度道内中核都市への観光客誘客・周遊促進業務

**3 業務の目的**

北海道内の中核を担う札幌市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市（以下「5都市」という。）の観光資源を活用しながら、連携による北海道観光の魅力の増大化を図り、5都市への観光客誘客・周遊旅行の促進、ひいては滞在時間の長期化に繋げることを目的とする。

**4 業務委託期間**

業務委託期間は、契約締結日から令和8年3月20日までの所定の日とする。ただし、所定の日はプロモーションの内容に応じ、委託者が定める。

**5 予算規模**

企画提案における本業務の予算規模の上限は12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、当協議会の事業予算は令和7年4月に開催予定の道内中核都市観光連携協議会令和7年度総会で決定するため、議決次第では上記金額が増減する可能性があることに留意すること。

予算金額が変動した場合の事業内容については、委託者及び受託者双方の協議の上、決定することとする。

**6 業務の内容**

上記の目的を達成するため、5都市それぞれの魅力を活かして、北海道への誘客を図るとともに、5都市のうち複数の都市を周遊させる取組を含むプロモーション業務を行うこと。なお、翌年度以降も継続的に、5都市への誘客・周遊が期待できるようなピーターの獲得に繋げていくものとする。

(1) ターゲット

首都圏・関西圏を中心とした道外（国内）一般消費者をターゲットとする。その中でも、旅行に消費することができる費用や時間に比較的ゆとりがあると考えられる40～60代をメインターゲットとする。ただし、この他にも周遊旅行の有力なターゲットとなりうる消費者層があれば提案により示すこと。

(2) 誘客時期

道内の観光客数が減少傾向となる、9月～11月の周遊旅行を促進することを目的とする。ただし、この期間を延ばすことについては妨げるものではない。

(3) 観光客誘客・周遊促進

ア 周遊促進プロモーション

各都市の観光資源が持つ魅力を効果的に活用し、周遊に繋がる企画を実施すること。なお、周遊は一般消費者の実現可能性を重視することとし、少なくとも2都市以上を訪れるものとするが、総合的に必ず5都市すべてへの誘客を促進する内容とすること。また、5都市への誘客に繋がることが見込まれる場合には、周遊ルート上にある5都市以外の観光スポットや見どころ等を副次的に紹介することは差し支えない。

例) 道内交通事業者との連携企画、特別な体験ができる付加価値の高い企画、テーマ性のある周遊旅行企画等

イ オンラインプロモーション

① 5都市の魅力発信や、都市間の周遊旅行の魅力を訴求するオンラインプロモーションを実施すること。

例) 周遊の魅力をも訴求する動画制作、メディアやインフルエンサー等を活用したプロモーション等

② 現在委託者の公式 WEB サイトとして運用している「おもいきり北海道 (<https://omoikkiri-hokkaido.jp/>) (以下、「公式サイト」という。))」を引き続き活用し、上記①のオンラインプロモーションの内容に応じて、公式サイトのデザイン等を調整・修正すること。なお、運用上必ず発生する費用及び公式サイトの詳細については、下記のとおりとなるため、見積りに含めること（支払についても受託者が行う）。

- ・「スロウ編集部イチオシの6都市スポット」記事：25,000円/月
- ・サーバー代：3,000円/月（ビジネスプラン）
- ・利用しているサーバー：さくらのレンタルサーバ
- ・利用しているCMS：WordPress

※令和6年度は別途委託者している受託事業者に運用いただいているため、WEBサイトの管理者を変更したうえで、運用いただくことを想定。

- ③ 6(3)ア「周遊促進プロモーション」にて実施する企画について、ターゲットに企画を拡散し、周知を促進するプロモーションを、公式サイトを活用し、実施すること。
- ④ 別途委託者が指定する、5都市間の周遊促進に資する他事業者の事業や旅行商品について、対象事業や旅行商品のWEBサイトへの流入を促すためのバナー画像の掲載等を、公式サイト内に行うこと。

ウ 一般消費者向け道外現地プロモーションの実施

上記ア及びイの企画・プロモーションのPRを行うため、最も効果的と考えられる時期に、道外のイベント等への出展を行うこととし、最適な出展先を提案すること。また、出展に係る補助業務を行うこと。なお、出展先は委託者と協議のうえ、決定することとする。

① 現地プロモーションの実施に係る費用

5「予算規模」の内、1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）程度までとする。

② 現地プロモーションの参加者

5都市より少なくとも1名ずつの参加を予定。参加者の旅費については、各自治体及び委託者より支出するため、本事業には含めないこととする。

③ 現地プロモーションの実施内容

5都市の魅力や、上記の企画・プロモーションについて発信するため、その効果が最大化できるような呼び込み企画・ツール及び、この現地プロモーションの運営補助に必要な体制等を整えること。実施内容としては、以下を想定。

- ・ 出展ブースの造作、装飾（デザイン含む）及びそれらに係る設営、撤収作業
- ・ 追加で必要な備品に係る手配、支払い
- ・ 上記ア及びイの企画・プロモーションを拡散させるツールの作成
- ・ ブースに来場者を呼び込むための企画検討、実施及びその企画に係るノベルティ等の手配と運営スタッフの配置（シフト管理等も含む）

(4) 事業実施に係る効果測定と分析

- ア 事業実施計画及びKPIの策定
- イ 継続的なデータ収集及び分析
- ウ 分析結果に応じた戦略の提案

## (5) 実施結果の報告

月に1回程度の定期的な進捗報告に加え、指定の期限までに、実施概要、実施結果及び効果（実施により得られた送客効果やその他の二次的なプロモーション効果等）を取りまとめ報告するものとする。報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものにする。

## 7 企画提案を求める事項

以下の項目について、企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、国内及び道内の旅行動向、5都市の観光資源等を踏まえたうえで、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めること。

### (1) 実施方針

道内観光動向や北海道の旅行需要（旅行の目的地や動機、滞在日数など）について考察し、来道旅行市場に対する解釈を示したうえで、6(1)(2)に記載したターゲット及び誘客時期をふまえた本事業の実施に当たっての基本的な考え方、企画の特徴やテーマを明らかにすること。

### (2) プロモーション内容

ア 周遊促進プロモーションの具体的な実施内容及び実施期間を示すこと。また、併せて、提案の根拠（提案したプロモーションがターゲット層の方の5都市への実誘客及び周遊旅行に繋がると考える理由等）を併せて示すこと。

イ オンラインプロモーションの具体的な実施内容及び実施期間を示すこと。また、提案の根拠（提案したプロモーションがターゲット層に効果的に5都市や周遊旅行の魅力を発信できると見込む理由等）を併せて示すこと。

ウ 6(3)アの企画を拡散するプロモーションの具体的な実施内容及び実施期間を示すこと。

エ 道外での現地プロモーションについて、出展先、出展時の企画、制作・活用するツール、補助体制等について、可能な限り具体的に示すこと。また出展先提案の理由を併せて示すこと。

### (3) 効果測定と分析

ア 当該事業の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの設定目標を示すこと。

イ 当該事業指標及び成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。

ウ 当該事業に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容

(指標)、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

(4) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(5) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

## 8 参加資格要件

参加者は、次の要件をすべて満たすこと。また、下表に定める必要書面を申込書と同時に提出を行うこと。ただし、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 当市において、入札等への参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。

(5) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(6)を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

<提出する書面>

※札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明又は全部事項証明（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

ウ 財務諸表（直前2期分）	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 （市区町村税）	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 （消費税・地方消費税）	※未納がない旨の証明書（その3の3）（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

## 9 参加手続きに関する事項

### (1) 日程

ア 公募開始	令和7年1月17日(金)
イ 参加申込書の提出期限	令和7年1月30日(木) 12時00分必着
ウ 企画提案書の提出期限	令和7年2月6日(木) 12時00分必着
エ ヒアリングの実施	令和7年2月中旬
オ 選定結果の通知	令和7年2月下旬
カ 契約締結	令和7年4月下旬

### (2) 提出書類

各種書類は、上記(1)の提出期限までに、協議会事務局（札幌市経済観光局観光・MICE推進部）へ郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）または持参により提出すること。

ア 参加申込書（様式1）	1部
イ 企画提案書及び参考見積書（様式自由、A4縦、両面使用）	
・ 表紙に提案者の団体名称を記載したもの	3部
・ 提案者の団体名称が記載されていないもの	7部
ウ 上記イのPDFデータ（CD又はDVD）	1部

### (3) 留意事項

- ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- ウ 提出のあった申込書類は返却しない。
- エ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマーク等、プロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面(様式2)に質問の要旨を簡潔に記入し、協議会事務局に電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和7年1月27日(月)12時00分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集するうえで広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)「令和7年度道内中核都市への観光客誘客・周遊促進業務 質問書」とする。

10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、「令和7年度道内中核都市への観光客誘客・周遊促進業務公募型プロポーザル評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、評価委員会が審査を行って、最も適切と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加資格を満たさない場合は通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
実施方針の評価 (7-(1)関係)	実施方針の策定に係る分析は妥当であり、実施方針は、本業務の目的に沿った適切なものであるか。	10
プロモーション内容 (7-(2) ア関係)	周遊促進プロモーションの手法は、ターゲットの関心を惹きつけ、来道及び周遊旅行の意欲を掻き立てる魅力的なものであり、かつ、閑散期の集客に繋がるものであるか。	30
プロモーション内容 (7-(2) イ関係)	オンラインプロモーションの手法は、ターゲットに5都市及び周遊旅行の魅力を効果的に発信するものであり、かつ、閑散期の集客に繋がるものであるか。	20

プロモーション内容 (7-2) ウ関係	企画の拡散プロモーションの手法は、ターゲットに対して効果的に企画の認知拡大を図ることが期待できるか。	10
プロモーション内容 (7-2) エ関係	道外現地プロモーションは、周遊促進プロモーション及びオンラインプロモーションを効果的に訴求できるものであるか。	10
効果・目標の妥当性 (7-3) 関係	効果を測る指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか。	10
体制・計画の適否 (7-4) 関係	業務を遂行するための適切な業務体制が確保され、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	5
経費の妥当性 (7-5) 関係	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	5

### (3) 評価委員会によるヒアリングの実施

企画提案者によるプレゼンテーション及び評価委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、30分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答15分）を想定し、委託者が別途指定する会場にて順次個別に行うものとする。

### (4) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

エ 提案者が一者となった場合、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

オ 評価委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

## 11 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、評価委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を準用する。

## 12 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で評価委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

## 13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者。

## 14 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内にその理由等について書面により求めることができる。

## 15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

## 16 企画提案の著作権等に関する事項

### (1) 企画提案の著作権

ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 実施主体が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施主体が利用(必要な改編を含む)することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、実施主体に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## (2) 成果物の著作権

ア 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

イ 受託者は、成果物に関する著作者人格権を委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

ウ 受託者は、委託者に対し、受託者が当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。

エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 17 その他留意事項

(1) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

(2) 当協議会の議決により、令和 7 年度の予算執行が可能となった時期に契約を行うが、上記 5 の予算額を確保出来ない場合は、事業の一部を縮小することがある。なお、この場合に発生する損失については、受託者が負うこととする。

## 18 各書類の提出先・問合せ先

担 当 道内中核都市観光連携協議会事務局 花田、小笠原

(札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課内)

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階

電 話 011-211-2376

F A X 011-218-5129

メール [kanko@city.sapporo.jp](mailto:kanko@city.sapporo.jp)